

00726

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当日起きる翌日が休日には、
山根医院 東伯郡赤崎町赤崎
一三〇五 内科 昭和四十四年六月十六日）

鳥取県告示第四百二十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十四年七月十一日

鳥取県知事 石破二朗

- ◇ 告示 次
診療所を廃止した旨の届出
- 健康保険法による保険医等の登録
- 国民健康保険法による療養取扱機関としての申出の受理
があつたものとみなされるもの
- 森林所有者が知れず、又はその所在が不分明のもの
保安林の指定の解除
- 公有水面の埋立ての免許
- 公有水面の埋立ての免許
- 昭和四十四年度鳥取県警察官採用試験の実施

告示

鳥取県告示第四百二十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年七月十一日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第四百二十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第一項に

名 称	所 在 地	診療科名	焼 止 年 月 日
山根医院 東伯郡赤崎町赤崎 一三〇五 内科 昭和四十四年六月十六日			

規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに、国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年七月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

同条の規定により告示する。

昭和四十四年七月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理年月日
足立医院	倉吉市上井町二丁目十〇の七	昭和四十四年五月 十日
山本内科医院	" 宮川町二丁目七六	" 六月一日
富谷歯科医院	" 河原町一九〇四	" 五月十七日
由良	東伯郡大栄町由良宿五五五	六月二日
須山眼科医院	米子市東町五五	"
潮歯科医院	西伯郡会見町天万九〇七の四	" 十六日

鳥取県告示第四百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十四年七月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保 安 林 の 所 在 場 所	分 明 で あ る 最 後 の 森 林 所 有 者
日野 日野 福長 久谷山 四六三	日野郡日野町大字菅沢 河野俊夫
" " "	"
" " "	"
" " "	"
金持 野谷 八三四の八	大字福長 若松 広市
" "	"
" 大字金持	宮本実造
" 藤原かつよ	河野俊夫

一 解除に係る保安林の所在場所
岩美郡国府町大字町屋字飫山五七二内第二(次の図に示す部分に限る。)

- 二 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 三 解除の理由
道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び国府町役場に備え置いて縦貫に供する。)

鳥取県知事第4053号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第一條の規定に基いて、昭和四十四年七月四日次とのおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一條の規定により告示する。

昭和四十四年七月十一日

鳥取県知事 石破 一朗

1 採用予定人員及び職務内容

(1) 採用予定人員 約15名

(2) 職務内容 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

二 埋立ての場所及び面積

(1) 西伯郡西伯町大字福成字ハノ田 一九五五・三六平方メートル
九〇〇番地ため池

(2) " 大字ウナギ田 一三三一・九三三
八七四番地"

(3) " 大字八六九番地 一八七・三四三

三 埋立ての目的

宅地造成のため

四 埋立工事の期間

免許の日から昭和四十四年十一月十日まで

公

告

昭和44年度鳥取県警察官採用試験を次の要領により実施する。

昭和44年7月11日

鳥取県人事委員会委員長 森本繁蔵

この試験は、鳥取県警察本部又は鳥取県内の警察署に勤務する鳥取県警察官(巡査)の採用試験です。

2 受験資格

(1) 学歴 学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。

(2) 年齢及び性別 昭和20年4月2日から昭和27年4月1日までに生まれた男子に限ります。

(3) 受験できない者 次のアからオまでのいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 禁治産者及び準禁治産者

ウ 禁止以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 烏取県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者。

3 第1次試験

(1) 方 法

ア 教養試験 警察官として必要な一般知能及び教養について、採式により行ないます。

イ 作文試験 警察官として必要な文章による表現能力について行ないます。

ウ 適性試験 警察官の職務遂行上必要な素質及び適性について検査します。

(2) 日時及び場所 昭和44年8月29日(金)に鳥取市及び米子市において行ないます。時刻及び試験場は、受験票交付の際にお知らせします。

(3) 第1次試験合格者の発表 昭和44年9月中旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

4 第2次試験

第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行ないます。

(1) 方 法

ア 口述試験 主として人物について、個別面接による試験を行ないます。

イ 身体検査及び体力検査 職務遂行上必要な身体及び体力を有するかどうかについて検査します。なお、検査には次のような基準があ

ります。

(ア) 身長 160cm以上であること。

(イ) 体重及び胸囲 身長に相当する发育をしていること。

(ウ) 視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上で、きょう正視力が1.0以上であること。

(エ) その他 年齢が完全で、身体に奇形その他の異常のないこと。

ウ 身体精密検査 胸部疾患、性病等の伝染性疾患、その他の疾患有無について行ないます。

(2) 日時及び場所 昭和44年9月下旬に鳥取市において行ないますが、詳細については第1次試験の合格者に通知します。

5 身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

6 最終合格者の発表

昭和44年10月上旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、採用候補者名簿に登載されたうえ、鳥取県警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、改めて身体検査を行なった上で、採用者が決定されます。なお、採用は、昭和45年4月の予定です。

(2) 採用決定後は、鳥取県巡査に任命され巡回見習生として鳥取県警察学校に入校し、1年間初任教養を受けたのち、それぞれの勤務所に配置されます。

(3) 給与は、原則として下表のとおりの給料月額が支給されますが経歴

のある者は、それぞれ下表の額に加算されて給与額が決定され、毎年1回昇給します。そのほか期末、勤勉手当（年間給料月額の約4.4%）通勤手当、扶養手当、特殊勤務手当等が支給され、制服その他必要な被服も貸与されます。

学歴	区分	入校時の給料月額
大 学 畢 卒		28,010円
短 大 畢 卒		25,750円
高 校 畢 卒		23,910円

(4) 採用後は、だれでも実力次第で管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教育を受ける機会を与えられ、上級の警察官へ昇進する道が開かれています。

8 受験手続及び受付期間

- (1) 申込用紙の請求 申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務部警務課又は鳥取県内の各警察署、各警察官派出所若しくは各警察官駐在所に請求してください。郵便による場合は、封筒の表に「警察官申込用紙請求」と朱書し、あて先を明記して20円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。返信用の切手のないものは送付しません。
- (2) 申込方法 申込用紙に必要事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「警察官受験申込み」と朱書してください。なお、受験票は後日郵送しますので、受験票の「郵便はがき」に住所、氏名及び郵便番号を記入し、7円切手をはつてください。切手のないものは受験票を送付しません。

(3) 受付期間 昭和44年7月15日(火)から昭和44年8月20日(水)午後5時までとし、郵送の場合は、8月20日(水)午後5時までに到着したものに限り受付けます。

(4) その他 申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続にはじゅうぶん注意してください。このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いません。

その他 この試験の受験手続その他については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。なお、郵便で照会する場合は、あて先を明記して15円切手をはつた返信用封筒を必ず同封してください。